

令和3年第3回定例会会議録（第2号）

令和3年9月3日

○出席議員（23名）

1番	榊 田 貢 君	2番	日名子 敦 子 君
3番	美 馬 恭 子 君	4番	阿 部 真 一 君
5番	手 束 貴 裕 君	6番	安 部 一 郎 君
7番	小 野 正 明 君	8番	森 大 輔 君
9番	三 重 忠 昭 君	10番	森 山 義 治 君
11番	穴 井 宏 二 君	12番	加 藤 信 康 君
13番	荒 金 卓 雄 君	14番	松 川 章 三 君
16番	市 原 隆 生 君	17番	黒 木 愛 一 郎 君
18番	平 野 文 活 君	19番	松 川 峰 生 君
20番	野 口 哲 男 君	21番	堀 本 博 行 君
22番	山 本 一 成 君	23番	泉 武 弘 君
25番	首 藤 正 君		

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市 長	長 野 恭 紘 君	副 市 長	阿 南 寿 和 君
副 市 長	松 崎 智 一 君	教 育 長	寺 岡 悌 二 君
上下水道企業管理者	岩 田 弘 君	総 務 部 長	末 田 信 也 君
企画戦略部長	安 部 政 信 君	観光・産業部長	松 川 幸 路 君
公営事業部長	上 田 亨 君	市民福祉部長兼 福祉事務所長	田 辺 裕 君
いきいき健康部長	内 田 剛 君	建 設 部 長	松 屋 益 治 郎 君
市長公室長兼 自治連携課長	山 内 弘 美 君	防 災 局 長	白 石 修 三 君
教 育 部 長	柏 木 正 義 君	消 防 長	須 崎 良 一 君
上下水道局次長	山 内 佳 久 君	職 員 課 長	河 野 伸 久 君
財 政 課 長	矢 野 義 知 君	温 泉 課 長	中 村 賢 一 郎 君
温 泉 課 参 事	後 藤 隆 君	産 業 政 策 課 長	竹 元 徹 君

健康推進課長 樋田英彦君 防災危機管理課長 中村幸次君

教育政策課参事 吉田浩之君

○議会事務局出席者

局 長	花田伸一	議事総務課長	佐保博士
補佐兼議事係長	藤内洋一	総務係長	市原祐一
主 査	浜崎憲幸	主 査	松尾麻里
主 任	佐藤雅俊	速 記 者	桐生正子

○議事日程表（第2号）

令和3年9月3日（金曜日）午前10時開議

第 1 上程中の全議案に対する質疑、委員会付託

○本日の会議に付した事件

日程第1（議事日程に同じ）

午前 10 時 00 分 開会

○議長（松川章三君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第 2 号により行います。

日程第 1 により、上程中の全議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は、挙手を願います。順次発言を許可いたします

○5 番（手束貴裕君） 会派を代表して、質問をさせていただきたいと思えます。

まずは、事業コード 0536 地域防災に要する経費の追加額と、関連しますので、事業コード 1131 地震津波等被害防止対策に要する経費の追加額について質問させていただきます。

地域防災に要する経費の追加額として 556 万 8,000 円、地震津波等被害防止対策に要する経費の追加額として 2,090 万円計上されていますが、事業の概要について御説明をお願いいたします。

○防災危機管理課長（中村幸次君） お答えします。

地域防災に要する経費の追加額 556 万 8,000 円は、高潮ハザードマップの作成及び配送の委託料であり、財源といたしましては、大分県の補助事業として事業を実施するものがあります。この経費は、本年 6 月に大分県により高潮浸水想定区域が示されたことにより、水防法第 15 条の規定に基づき地域防災計画やハザードマップを作成・活用することが義務づけられていることから、高潮ハザードマップを作成するものであります。

続きまして、地震津波等被害防止対策に要する経費の追加額 2,090 万円は、防災備蓄倉庫を整備するための費用であり、今年度は 2 か所の整備に対する調査や実施計画等の委託料であります。

また、備蓄倉庫については、3 か年事業として分散配置という基本的な考えの基、地域バランス、アクセス性、市有地での整備、備蓄目標量などを検討し、結果的に 3 か所としての整備として事業を進める計画であります。

○5 番（手束貴裕君） 地域防災に要する経費の追加額については、高潮ハザードマップの作成及び配送の委託料ということでございまして、大分県の補助事業を財源として使うということで理解をいたしました。

もう 1 点、地震津波等被害防止対策に要する経費の追加額は、防災備蓄倉庫を整備するということであるということで理解をいたしました。防災倉庫というのは、やはり地域防災に対しても大変重要なものであるというふうに認識をしております。

そこで、お聞きをいたしますけれども、備蓄倉庫については災害時の備えとして重要であるというふうに考えておりますが、その財源として今回予算計上に至った経緯について御説明をお願いいたします。

○防災危機管理課長（中村幸次君） お答えします。

備蓄倉庫の整備については、過年度から防災対策の課題と認識しておりましたが、財源面が最大のネックでありました。今般、ネックとなっていた財源については、交付税措置のある有利な地方債を活用することができることにより一定の財源の確保のめどがついたため、事業に着手するものであります。

また、今回、地域防災計画で定めていた備蓄物資のうち行政が負担する公的備蓄について備蓄の考え方、備蓄物資の品目、備蓄の目標量、備蓄場所などを定めた備蓄計画を策定しましたので、その備蓄計画に基づきまして備蓄物資の確保・保管を行いたいと考えております。

○5 番（手束貴裕君） 財源については、交付税措置のある地方債を利用した。これは地域防災減災事業債だと思いますけれども、これが令和 7 年まで継続されたら、これを利用されたのだということで、大変利用できるものはしっかりと利用していただければいいなというふうに思っております。

また、備蓄計画を定めた上で備蓄倉庫の整備を行うということで理解をしたのですけれども、そこで、整備する備蓄倉庫の3か所については、どのような品目を備蓄するのか、また備蓄量はどの程度するのか。また、管理方法についても御説明をいただきたいと思います。

○防災危機管理課長（中村幸次君） お答えします。

まず、備蓄物資については、大分県が定めた災害時備蓄物資に関する基本方針に基づき東日本大震災での避難者数を換算し、別府市における災害避難者数2万1,374人と想定し、その避難者数に対して備蓄するものであります。

備蓄を予定している物資は、主要4品目を含め全体で約50品目、その数は約58万個で、全ての物資を容量に換算しますと約1,200立方メートル、今回整備します3か所と避難所となる市立の小中学校、地区公民館などで備蓄・保管することとしております。さらに、備蓄品はその数量が莫大な数となるため、デジタルの力を活用した管理システムを導入し管理を行っていく予定でございます。

○5番（手束貴裕君） かなり多くの備蓄品を保管するということになります。別府市では、最大避難者数2万1,374人という数を想定しているということでもありますから、かなり数量が膨大になるというふうに思いますので、その管理が大変重要になるというふうに思います。デジタルを活用すると言っておりますので、そういうところの管理体制には十分力を入れていただきたいというふうにお願いを申し上げます。

それから、今年度の実施設計等で予算計上しているあす・べっぷ体育館、それと鉄輪地獄地帯公園の備蓄倉庫の整備、これについて、少し概要について御説明をいただきたいと思います。

○防災危機管理課長（中村幸次君） お答えします。

あす・べっぷ体育館については、構造上の問題から使用が制限され、平成30年の3月より仮設の備蓄物資の保管場所として使用させていただいております。

今回、本設の備蓄倉庫に転用使用するために、既存の体育館を改修するために必要な調査や実施設計等を行うための費用を計上させていただいております。

一方、鉄輪地獄地帯公園におきましては、同公園の国道500号に接する場所に新たに備蓄倉庫を整備するものであり、備蓄物資の仕分けや避難所としての使用、また防災研修のためのスペース等の併設を計画しております。規模については、実施設計等で詳細に検討することとしておりますが、規模感については、倉庫と仕分け等スペースを合わせ概算で延べ床面積で400平方メートル程度と見込んでおります。

○5番（手束貴裕君） 内容は理解をさせていただきました。特にこの鉄輪地獄地帯公園の備蓄倉庫については、今説明があったように仕分け、また避難所の機能、防災研修に活用するスペースを併設するということではあります。この防災対策等に使用しない、何もないときの平時のときに、私は地域住民や市民が利用できることも公共施設の有効活用の観点から必要だというふうに考えますけれども、これについて別府市はどのように考えているか、御答弁をお願いします。

○防災局長（白石修三君） お答えをいたします。

今回、備蓄倉庫に併設しますスペースにつきましては、今答弁させていただきましたように、物資の仕分けや防災研修、避難所といった防災対応だけではなく、支障がない範囲であれば市民の方々に利用していただきたいという考え方を持っております。

備蓄倉庫などの防災対策の施設は、いわゆる備えの施設であります。公共施設の有効活用の観点から、平常時の利用を踏まえ防災施設づくりを今後も進めていきたいというふうに考えております。

○5番（手束貴裕君） 局長答弁がありました。ぜひ有効的に活用できる部分は有効的に

活用していただきたいなというふうに思います。

また、基本的には防災対策の施設というのは備えの施設でありますから、やはりそちらが重点でありますけれども、地元住民、またそういう市民の方がそういう施設を利用すること、またそういうことで場所とかも確認ができますので、さらにこの防災意識というものが高まるというふうに私は思いますし、いざというときの備えにつながるのではないかなというふうに考えますので、ぜひ有効利用を考えていただければなというふうに思いますので、まだこれから計画等も進んでいくと思いますから、関係各課、またいろんなところから情報収集しながらしっかりと取り組んでいただいて、すばらしい施設になることを願って、私はこの質問を終わらせていただきます。

では、次の質問に移ります。次は、事業コード 1358 新型コロナウイルス感染拡大防止に要する経費の補正額についてお聞きをいたします。

検査を身近に受けられる環境を整えることで早期発見による感染拡大防止とともに、市民に安心して日常生活を送っていただくことを目的に、この別府市PCR検査センターを開設していると思っておりますけれども、開設期間を8月末から12月末まで延長することとなった経緯、また、この理由をお聞かせください。

○健康推進課長（樋田英彦君） お答えします。

6月23日からPCR検査機能と抗原検査機能を併設した別府市PCR検査センターを開設しておりますが、現在、県内及び市内の感染者数も増加しており、感染拡大傾向が見られる中、引き続き無症状で感染に不安を感じる方の検査体制を維持し、検査を受けられる環境を整えておくことで感染者の早期の発見、さらには感染拡大の抑止によって市民の安心・安全の確保を目的に、12月末まで開設期間を延長する考えに至りました。

○5番（手束貴裕君） そうですね、今、コロナの感染が増えているというところで延長に至ったというふうに理解をさせていただきました。

では次に、現在の利用状況について教えてください。

○健康推進課長（樋田英彦君） お答えします。

8月31日現在まででPCR検査の利用件数は9,421件、抗原検査の利用件数は4,405件の合計1万3,826件、これは開設から1日平均で現在約198件の利用件数となっております。

また、陽性者数は94件確認をされております。

特に夏休みに入り、市民はもとより帰省された方や観光客並びにビジネス客等々多くの方に検査センターを利用していただくようになり、開設から7月末までは1日平均で約70件の利用件数でしたけれども、8月に入り1日平均で約355件と大幅に利用件数も増加している傾向でございます。

○5番（手束貴裕君） 本当に、今答弁がありましたけれども、この8月から急激に利用者数が増えているということ、7月の件数からするともう5倍以上ということになりますから、かなり増えているなということを感じております。

それから、抗原検査についてでございますけれども、観光客の方々もこの検査が可能というふうに聞いておりますが、この抗原検査、観光客の利用状況というのはどのようになっているか御答弁ください。

○健康推進課長（樋田英彦君） お答えします。

8月31日現在、観光並びにビジネス客等の抗原検査の利用件数は949件で、抗原検査の利用件数の約22%を占めている状況でございます。

○5番（手束貴裕君） 観光客の方々もかなり多くの方が利用しているということですから、この検査場の有効活用というのが十分できているなというふうに感じているところでございます。

次に、開設期間延長に伴う利用者数、これはどのぐらい想定しているか教えてください。

○健康推進課長（樋田英彦君） お答えします。

今回の期間延長に伴い1日の利用者件数は、PCR検査が1日150件、抗原検査は1日400件と、これまで同様を見込みながら、延長期間9月から12月末までのPCR検査は約1万8,000件、抗原検査につきましては約4万8,000件の計6万6,000件の期間延長中の利用者数を想定し、また、利用可能な検査体制で対応していこうと考えております。

○5番（手束貴裕君） 今まで同様、PCR検査は150件、抗原検査は400件、これは1日ですね、これを見込んであるということで理解をさせていただきました。かなり多くの検査体制を整えているということでございます。ここは評価させていただきたいなと思います。

では、予算の内訳についてどのようになっているかお聞かせください。

○健康推進課長（樋田英彦君） お答えします。

9月分の開設経費につきましては、既存予算において対応し、10月から12月の3か月分の開設に伴う経費を計上させていただいております。

PCR検査センターの開設等の委託料として7,227万8,000円、この内訳になりますが、開設期間中の運営管理及び事務費等経費として1,247万3,000円、感染予防対策等に伴う経費として1,421万4,000円、医師・看護師・検査技師・事務費等センター運営に伴う人件費として4,559万1,000円となっております。

また、PCR検査等の委託料になりますが、1億5,245万9,000円の、この内訳になりますが、PCR検査料として1億4,421万円、検査に伴う検査技師等の人件費及び検査事務に伴う経費として824万9,000円となっております。

○5番（手束貴裕君） はい、分かりました。予算の内訳については理解をさせていただきました。

それでは、早いですが、最後の質問をさせていただきます。このセンターの開設や今後延長が想定される中で感染拡大の抑止や市民の不安の軽減等、このセンターを開設したことによる効果や果たしている役割というものは、現在別府市としてはどのように考えているかお聞かせいただきたいのと、今後もセンターの役割、また機能を十分に発揮しながら感染拡大防止、市民の安心・安全に取り組んでいただきたいというふうに考えておりますが、その考えをお聞かせください。

○いきいき健幸部長（内田 剛君） お答えいたします。

当センターが果たしている役割として、検査によって無症状者の中から陽性者を早期に発見することで、市内での感染拡大を抑えていること、また、県内及び市内の感染状況等によって、毎日検査件数は増減はいたしますが、特にPCR検査においては1日150件の検査予定を、別府市医師会の最大限の御協力をいただきながら、検査を希望する全ての方々を受け入れることができ、市民の不安解消とともに安全・安心につなげていることなど、現在までセンターの目的・機能を十分発揮できていると考えております。

現在、大分県はステージ3の状態ですが、デルタ株による感染拡大も懸念される中、市内においても感染者、感染経路不明者が発生し続けております。今後もセンターの所期の目的はもとより、機能を十分発揮させることで感染対策の一翼を担っていきたく取り組んでいきたいと考えております。

○5番（手束貴裕君） どうぞよろしくお願いいたします。

先日、PCR検査場を、PCR検査も受けに行ったのですけれども、検査場も見させていただきました。ものすごく暑い日だったのですけれども、行列ができて、その中で検査に入るまで受付を待っている方々が、暑くても待たれているのですが、この中で職員の方が、その対応も臨機応変に対応して、車の中に入っていただいて、その中で検査をしたり

とか、それを検査場の中からサインを送ったりしてやり取りをして、熱中症の対策にもしっかりと取り組んでいるというところを見させていただいたのですけれども、すごく対策を取られているなというところで大変感心をさせていただきました。

PCR検査場の中で当然感染防止というのも一番重要なことではありますが、そういう、この夏場であれば熱中症対策というのにもしっかりと取り組んでいるというところは大変すばらしいなというところで、本当にありがたく思っておりますし、市民の方からも、別府市の中にPCR検査場があるということは一つの安心につながるという声もたくさんいただいておりますので、これからもぜひよろしくお願いをしたいと思います。

今日は議案質疑ですので、多くは申し上げませんが、先の見えない状況の中でもしかして、もしかして12月末まで延長しますが、これから先、また延長ということもゼロではない、可能性がゼロではないというところ、それと、まだ国の臨時交付金の部分もきちっと定められていないし、どういうふうになるかもまだ分からない先が見えない状況の中で、このこれからの市政運営をしていかないといけないということに関しては、大変難しい状況もあろうかと思っておりますけれども、こういうときだからこそ議会と行政がしっかりと一致協力して乗り越えていくことが重要だと思っておりますので、これからも共に頑張ってまいりましょう。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○13番（荒金卓雄君） 公明党会派を代表して質問をいたします。

初めに、別府市PCR検査センター関連経費に関して、今、手束議員のほうからる細かいことがありましたが、重なるところは省略します。

まず、今回のPCR検査センター、基本的には別府市民が受けられるということですが、別府市に通勤している方、通学している方、さらには観光客の方、こういう細かい配慮といたしますか、別府に関わってくださっている方も受けられるということですが、その検査実績、総数はさっき報告がありました、その内訳。

もう1つは、いろいろ関心があつてのお問合せが多かったのだらうと思っておりますが、お問合せの件数が分かれば教えていただきたい。

また、残念ながら何らかの理由で、来たけれども検査ができないということでお断りした、こういう件数があれば教えていただきたいと思っております。

○健康推進課長（樋田英彦君） お答えします。

8月31日現在での内訳になりますが、PCR検査件数9,421件の、そのうち市民の方の検査数が7,581件、市内に帰省された方、または通勤・通学の方、この方の検査件数が1,840件となっております。

次に、抗原検査の件数の総数は4,405件、そのうち市民の方の検査件数が1796件、市内に帰省された方や通勤・通学の方の件数が1,057件、観光客並びにビジネス客が949件、そのほか603件となっております。

次に、問合せ等の件数になりますが、検査センターに関する問合せ、この件数については、集約はしておりませんが、毎日本課のほう、また検査センターのほうへの問合せというのは多数あつている状況でございます。

次に、お断りの件数ということなのですが、発熱等何らかの症状がある方につきましては、検査をお断りしております。その際にはかかりつけ医の医療機関に受診していただく、また受診相談センターを案内する等してお願いをしております。無症状で検査を希望される方の検査については、今のところ全て受け入れるよう対応しております。

○13番（荒金卓雄君） 今お答えがありましたPCR検査、市民と通勤・通学の方の割合、今の数字で私は出したのですが、市民の方が約80%ですね。通勤・通学関係の方が20%。ですから、これは非常に通勤・通学の方が利用していただいているなというふうには私は評

価値します。

また、抗原検査に関しても市民の方が40%、また通勤・通学の方が24%、先ほど手束議員のほうからありました観光客、ビジネス客の関係が22%ということで、ほどほど狙ったターゲットの皆さんが利用していただいているなというふうに思います。

ただ、私はちょっと伺ったのは、例えば別府市民ではなくて、また通勤でも通学でもないけれども、別府の温泉に来たというようなときに、ちょっとついでに受けさせてもらいたいというようなこともあったようです。しかし、そのときは例えば社員証もないし学生証もあるわけではないのだけれども、何らかの別府で関わっているという場合には少しおおらかな感じで検査も受けさせてということも考慮してもらえたらいいなというふうに思います。

次に、財源について伺います。予算書では今回の2億2,400万、これは全額が一般財源となっておりますが、コロナ対策の大きな事業なのですけれども、国からの負担金や補助金は、これは全く出る見込みがないのでしょうか。

○健康推進課長（樋田英彦君） お答えします。

現段階で国から該当する交付金等に関しまして示されておりませんので、現在のところ、一般財源による対応となっております。

○13番（荒金卓雄君） これは開設は6月23日、これは臨時議会で議決したときは、これに約2億5,800万やっぱり一般財源で出していますね。今回の2億2,400万、合計でも4億8,000万一般財源で出すと。これは県や国にも要望をぜひしていただきたい。私たちが党としてそういう声を強く上げていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

次の質問をいたします。まず、6月23日から3か月ほど運用していますけれども、その中で少し問題点、また改善点、そういうのがある程度見えておれば御紹介いただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○健康推進課長（樋田英彦君） お答えします。

開設以降、日々のセンター運営の中で問題点や課題等については、その都度改善や工夫をしながらこれまで運営をしてきております。しかしながら、県内並びに市内での感染者の増加とともに、センターでの陽性者件数も増え、検査を希望され来所される方やスタッフの感染リスクも大きくなっている状況で、まず現下ではこのことが一番重要な課題ではないかと考えております。

管理運営を今後も継続していく上でセンター内での感染が起きないように、例えば受付時に行列ができる際は距離を取った誘導や車内での検査、またスタッフ等、来所者の距離感や念入りな消毒、またスタッフにおいては毎日開設前に抗原検査を行うなど、十分な感染予防対策を常に念頭に置きながら安全・安心に継続したセンター運営を行うべく、現在取り組んでおります。

○13番（荒金卓雄君） そうですね、検査センターが、万が一そのスタッフの皆さんが感染、クラスター、こういうようなことは一番避けなければならない。機能不全、また運営ストップということがあってはならないということです。細かい対策をやっていただいていると思うのですけれども、残り3か月、残りというか、今後の延長の3か月もしっかり続けていただきたいと思います。

もう1つ。今回3か月の延長、12月末まで延長するというので、個人情報保護の観点から確認なのですけれども、改めて同センターで検査業務に従事する全ての皆さんに、非常に重要な個人情報が使われているわけですから、そういう個人情報保護の守秘義務の意識と重要性、これをしっかり周知徹底していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○いきいき健幸部長（内田 剛君） お答えいたします。

検査センターでは、開設当時から個人情報の取扱いについては、管理運営をする上で適切な保管と個人情報の取扱いに日頃より注意をしております。期間も延長となれば、膨大な個人情報が集まりますので、今後も十分な管理と適切な情報管理に努めていきたいと考えております。

○13番（荒金卓雄君） よろしくお願ひいたします。

では次に、地震津波等被害防止に要する経費の追加額に関してお伺ひします。手束議員と重なるところは、もう省略をいたします。

今年は、東日本大震災からちょうど10年、また熊本大分地震からも5年という節目を迎える中でこの備蓄倉庫の整備、それも起債を打って、全額起債を打って3年計画で造るということです、その備蓄倉庫の整備に当たっての備蓄品の基本的な考え方、これをまず御説明ください。

○防災危機管理課長（中村幸次君） お答えいたします。

備蓄物資につきましては、最大避難者数2万1,374人と想定し、その避難者に対しての公助となる物資の備蓄保管に必要な倉庫を整備するものであります。

備蓄物資の基本的な考え方といたしましては、県民自ら3日以上以上の備蓄に努めるものとしております。例えば主要4品目では、その3日分の必要量のうち主食、副食、飲料水は1日分を県と市で備蓄し、1日分は流通している備蓄で賄い、残り1日分は自助または共助で対応することとしております。そのほかにも備蓄物資といたしましては、毛布、要配慮者に必要な物資、感染症対策に必要な物資がありますので、公助となる物資の備蓄保管に必要な備蓄倉庫を整備するものであります。

備蓄目標量といたしましては、主要4品目では、主食でありますアルファ化米及び副食みそ汁が3万2,062食分、飲料水が500ミリリットルのペットボトルで6万4,122本、毛布5,344枚を目標としており、主要4品目を含め全体で50品目、その数は約58万個を予定しております。

○13番（荒金卓雄君） 今のは、非常に重要な原則だと思います。最大で2万1,374名の避難者を想定して今回の備蓄倉庫を造っていくわけですが、しかし、それでも3日間の量だと。しかし、厳密にはその3日間の全員のが入っているわけではなくて、あくまでも基本的には1日分しか入っていませんと。では、2日目はどうするのかというと、1日分を何とか持たせた後に流通している物資を確保していくんだと。もう1日分というのは、実は避難してくる市民当事者御本人がリュックなりに抱えて持ってきていただく主食なり飲料水、こういうのを3日間のうちの1日分として見込んでの備蓄量ということですので、大きなのが、倉庫が建つものだから、もう今度避難所に行くときは何も抱えぬでいいわと、こういう誤解が決してあってはならないわけですから、その辺の公助・共助・自助という部分のまた重要さをしっかり話していただきたいと思います。

次の質問にいきます。現行備蓄倉庫を、私なんかはべっぷアリーナが主なところという意識があったのですが、このアリーナの備蓄は続行するのでしょうか。

○防災危機管理課長（中村幸次君） お答えいたします。

べっぷアリーナでは、少量ではあるものの主要4品目を含め避難所に必要となる物資を保管しておりますが、主要避難所と指定していることから、備蓄品目は若干中身を見直したりすることによって引き続き備蓄品を保管していく予定であります。

○13番（荒金卓雄君） では、次の質問です。これは最近いろんな盗難事件が発生していますね。水道の何か部品ですとか、側溝のグレーチングの蓋のような金属が突如なくなるとか、また収穫間近の農作物が盗難に遭う、こういう予想できないような部分もあります。今回、備蓄倉庫を造って、しっかりもちろん管理がされるとは思うのですが、こう

いう盗難の面からの防止策、これはどのように考えていますか。

○防災危機管理課長（中村幸次君） お答えします。

備蓄倉庫につきましては、防災に必要な多種多様な物資が保管されていることとなりますので、盗難防止に対するセキュリティーに対しても実施設計の中で詳細に検討を行うこととしております。また、備蓄品の管理はデジタルの力を活用し管理システムの導入を予定しておりますので、管理システムと連動した効率的なセキュリティー対策の可能性についても検討していきたいと考えております。

○13番（荒金卓雄君） そうですね、デジタルの力を使えるところは十分使って、人力ではカバーできない部分を、そういうものでカバーをしながら有効にやっていただきたいと思っております。

市報の8月号に長野市長のメッセージの「創」の中に、「災害は忘れる間もなくやってくる」と。熱海市の土石流災害のことをおっしゃりながらのことで触れておりますが、本当に災害は忘れる間もなく、いつ来るか分からないと。そのために備えての長期戦ですが、備蓄倉庫というふうに考えますので、ぜひいいものを仕上げていただきたいというふうに思います。

以上で、この質問を終わります。

次に、教育部のほうですね。小学校と中学校のICT環境整備に要する経費が今回計上されていますが、その内容の概要説明をお願いします。

○教育政策課参事（吉田浩之君） お答えいたします。

児童生徒が貸与されたタブレット端末を自宅に持ち帰った際にインターネット接続できる環境を整備するための経費として、小学校417万8,000円、中学校160万円を計上しております。また、財源のうち小中学校合わせて260万円は、文部科学省の補助金を充当いたします。

議決をいただければ10月に契約し、11月から3月までのデータ通信費となります。

○13番（荒金卓雄君） この内容は、タブレット端末が今全生徒に渡っているわけですが、それを学校だけの授業使用だけではなく、今後は家庭での自主学習でも日常的に使っていく方向、さらに今回のようなコロナ禍での休校ですとか、そういう緊急の対応としてのものでしても使えると。ただし、そのためには家庭に通信環境がないといけないということが前提になるわけですが、それが整備されていない御家庭も若干あるということで、その御家庭向けに通信が可能になるWi-Fiルーターを設置していくということのようですが、まず通信環境がないという意味合いというか、実態はどういうことになりますかね。

○教育政策課参事（吉田浩之君） お答えいたします。

家庭に通信環境がないとは、光回線やケーブルテレビなどのインターネット回線がなく、またスマートフォンを使ってインターネットに接続するデザリングができないため、家庭ではインターネット等ができない環境になります。

今年5月に小中学校において家庭のインターネット環境を調査しましたところ、「家庭でインターネットができない」と回答した家庭が、小学校188世帯、中学校72世帯、合計260世帯ありました。これらの世帯に、データ通信可能な通信機器であるモバイルWi-Fiルーターを貸し出すことを予定しております。

○13番（荒金卓雄君） ちょっと質問を1個飛ばしますが、今、通信機器モバイルWi-Fiルーターを貸与するということですが、児童生徒が卒業したとき、また家庭で自己設置をしたとき、そのときにはこの通信Wi-Fiルーターを返却してもらうということになるのでしょうか。そこはどうでしょうか。

○教育政策課参事（吉田浩之君） お答えいたします。

通信機器の貸与の対象は、家庭にインターネット環境が整備されていない小中学校の児童生徒としております。そのために小学校で貸与した児童が中学校入学時に家庭にまだインターネット環境が整備されていない状況であれば、引き続き貸与となりますし、中学校を卒業時には貸与していた通信機器を返却していただくこととなります。また、家庭にインターネット環境を整えば、その段階で通信機器を返却していただくこととなります。

○13番（荒金卓雄君） もう1点ですね。いわゆる通信料は公費で負担するということが、通常は大体Wi-Fiを使うとなるとプロバイダー契約とか、そういうのが必要になるのではないかと思います。そういうのはどうなるのか。また、これまで全くそういうWi-Fi環境等を自宅で意識していなかった方が単純に貸与される、家庭に借りるというだけですぐスタートができるようなものなのでしょうか。どうでしょうか。

○教育政策課参事（吉田浩之君） お答えいたします。

ICT環境の整備に要する経費の通信運搬費の内容は、データ通信料と通信機器の管理費となっております。また、データ通信費の中にはプロバイダー料金も含まれております。データ容量につきましては、想定されるタブレットの持ち帰りによる学習内容や、他の自治体での利用状況を考慮して月5G程度の通信量を予定しております。通信機器を管理することで児童生徒のタブレット端末のみ接続できるようになります。

貸与する通信機器は、あらかじめ教育部で通信環境を整えたモバイルWi-Fiルーターを配置する予定です。したがって、児童生徒が家庭に持ち帰った際に各家庭でプロバイダーと個別に連絡を取って契約を結ぶといった手続は一切必要なく、簡単な設定を行うことですぐ家庭で使用することができます。

また、利用にかかるデータ通信費は、市が負担するようにしております。

○13番（荒金卓雄君） 児童生徒の学びを保障するというのも大きな必要な環境ですので、しっかり本番に備えて使ってもらいたい。

それと同時に、今度は教える側の先生方もオンライン授業にマッチしたトレーニングとございますか、研修というか、そういうのが必要になってくると思いますので、そちらのほうも進めていただきたいと思います。

では、次の質問にまいります。市営温泉に要する経費、また議第67号の市有温泉施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正、これは北浜温泉テルマスが営業終了と、来年3月末をめどに廃止するという内容のようですが、平成10年10月にオープン以降、これは運営の管理運営者は少し変わってきていますが、その御説明をお願いします。

○温泉課参事（後藤 隆君） お答えいたします。

北浜温泉テルマスについては、平成10年10月から平成17年度までは市直営による管理運営を行い、平成18年度から現在までは指定管理者による管理運営となっております。

○13番（荒金卓雄君） では、それまでの利用者数、あと経営収支、赤字が出ているのですけれども、その推移はどうですか。

○温泉課参事（後藤 隆君） お答えいたします。

利用者数についてですが、平成12年度の約7万8,000人をピークに、平成15年度までは6万人台で推移し、それ以降現在まで年間約4万人前後の状況となっております。

経常収支についてですが、開業当初から赤字運営となっております。近年では年間3,000万前後の赤字となっております。

○13番（荒金卓雄君） そういう慢性的な経営赤字から今回の廃止決定をしたということでしょうけれども、執行部側として把握して、把握というか、分析している主な今回の要因、これはどういう内容のおつもりですか。

○温泉課参事（後藤 隆君） お答えいたします。

廃止決定をした主な要因でございます。これはまさに先ほど申し上げました慢性的な赤

字のほか、利用者目標や事業コンセプト達成の見込みがないこと、それと、今後多額の施設改善費用が想定されること、それと、経営改善のめどが立たないこと、最後に、別府市外部行政運営評価委員会から施設の今後の在り方について指摘があったことなどが上げられます。

○13番（荒金卓雄君）では、その廃止決定に至るまでの検討経過、また指定管理者との協議はどのように行われたのでしょうか。

○温泉課参事（後藤 隆君）お答えいたします。

廃止決定に至るまでの経緯は、今年の1月末に別府市外部行政運営評価委員会において、北浜温泉の今後の在り方について指摘をいただきました。これを受け、温泉課では施設の在り方について検討を行い、市の方向性としては、5月中旬の公共施設マネジメント推進会議において施設廃止の方針を決定したという経緯でございます。その後、6月議会の常任委員会で施設廃止の方向性について報告、7月以降、利用者向けの周知及び説明会の開催を経て、今回廃止関連議案を提出しております。

指定管理者との協議は、施設の在り方を検討する中で随時協議を重ねておるところでございます。

○13番（荒金卓雄君） 今回の予算計上の中身であります。入浴回数券購入者、これが営業終了になれば使わないものは残るということで返金の金額ということですが、その大まか対象者数、また返金額、返金方法、これはどのように考えていますか。

○温泉課参事（後藤 隆君）お答えいたします。

返金についてでございますが、回数券の利用期限の関係など、対象者数の特定は難しい面がありますので、ここ1年に購入された回数券のうち利用された回数券の残り約4,400回分を最大値として想定いたしております。

返金額、返金方法については検討中でございますが、利用者の方に不利益が出ないような方法で行いたいと考えておるところでございます。

○13番（荒金卓雄君） そういうのに加えて、今、テルマスでは水着入浴で屋外健康浴、こういう健康づくりも行われているわけですから、その辺の引き継ぎもまたどうするか考えていただきたいと思えます。

最後に、今回のような大型温泉施設の廃止に至るわけですけれども、市は、この23年間の営業の結果として廃止に至るところから得る教訓、これはどのように受け止めていますか。

○観光・産業部長（松川幸路君）お答えいたします。

今後の施設の建設や事業を進める上での教訓とすべき点というところでお答えさせていただきますが、教訓とすべき点としては大きく2つあると考えております。

まず1点目は、施設の目的やコンセプトをつくる前にしっかりと御理解をいただく大切さ、2点目といたしましては、その御理解いただいた目的とコンセプトを見失わないことの大切だというふうに、2つあると思っております。

今回の北浜温泉で簡潔に申し上げますと、例えば、この施設は収支を大切に作る施設なのか、それとも市民や観光客の健康増進を大切に作る施設なのかということであったと思えます。この北浜温泉は、当初市民や観光客の健康増進を大切に作るいわゆるクアハウス、温泉療養的な発想から、健康増進により医療費や介護費用を抑えられる効果を目的、いわゆる物差しとして建てた施設であったと認識しております。しかし、建設当初より収支赤字が議論の中心となり、その後、指定管理者制度が導入され、そのことが物差しへと変わったことにより採算性や赤字額に焦点が集まり、北浜温泉本来の目的やコンセプトを実現するための方向性を見失ってしまった点が教訓とすべきところであり、今後に活かしていかなければならないと考えております。

○13番（荒金卓雄君）今の部長のそういう教訓というのが適切かどうか分かりませんが、今回に至った原因をしっかりとやっぱり分析していただきたいということと、もう1個は、今回外部行政運営評価委員会がこの在り方を、北浜温泉の在り方を見直すべきではないかという提言をして、初めて話が動き出したのではないかなというふうに個人的には思っています。ですから、そういうのがしっかりとろんな施設を運営する中で外部の目を、声をしっかりと聞いていくということが私は大事だと思います。

以上で、この項目を終わります。

では最後に、議第65号別府市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について伺います。

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処する上で、従来ある特殊勤務手当の特例を定めるということですが、もうちょっと内容の説明をお願いいたします。

○職員課長（河野伸久君）お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症により生じた事案に対応するための作業に従事する場合にその危険性を考慮し、国家公務員の取扱いに準じて特殊勤務手当の防疫手当についての特例を定めようとするものでございます。

主な内容につきましては、まず感染者の搬送や県の要請に基づいた防疫作業などを行った場合に1日3,000円とするものです。

なお、身体に接した場合、または接して長時間従事した場合は、1日につき4,000円とするものでございます。

次に、その疑いのある者に接して行う作業、またはこれに準ずる作業に従事する場合に1日につき1,000円とするものです。

なお、身体に接して長時間従事した場合は、1日につき1,500円とするものでございます。

○13番（荒金卓雄君）具体的には、市役所の職員の中のどのような業務に携わる方が、この特例の対象になるのでしょうか。

○職員課長（河野伸久君）お答えいたします。

主に救急救命による感染者、濃厚接触者、接触者の搬送作業や災害避難所などからの搬送などの業務を想定しております。

○13番（荒金卓雄君）もう1点。この条例改正の適用の開始日が令和2年——1年前ですね——の11月1日からとなっておりますが、その理由は何でしょうか。また、現在までそういう特例の対象となる業務の実績件数、それは何点ほどありますか。

○職員課長（河野伸久君）お答えいたします。

別府市における陽性者の救急救命による初めての搬送事例が令和2年11月17日となっているためでございます。

令和3年8月16日までの実績といたしましては、陽性者及び感染の疑いのある者の搬送が69件、従事した者が、延べ約200人。支給見込額は40万円の見込みとなっております。

○13番（荒金卓雄君）大変ありがとうございます。以上で、私の質問を終了します。

○3番（美馬恭子君）日本共産党議員団から代表して、議案質疑をさせていただきます。

最初に、感染症対策業務従事員雇用に要する経費というところでお伺いしたいと思えます。

これは、大体どのような業務を、場所はどこで行っているのでしょうか。

○職員課長（河野伸久君）お答えいたします。

市役所本庁、小中学校、保育所、児童館、地区公民館、図書館などの公共施設における消毒業務や市内の福祉施設、民間保育所などへの消毒液の配布、加えて新型コロナウイルスワクチンの医療機関などへの配送業務を行っております。

○3番(美馬恭子君) どれも必要な部署で、そこに行っている方々に対して、その方たちは大変感謝していらっしゃるという話を聞きますので、重要な業務なのだなというふうに理解をしました。

今回、10月から3月までの半年間、6か月ですね、雇用延長というふうなことを認識していますが、なぜ当初予算で1年間の雇用計画をされなかったのでしょうか。

○職員課長(河野伸久君) お答えをいたします。

新型コロナウイルスは、未知の感染症でございます。当初予算編成時において感染状況やワクチン接種の計画などを含めて収束の予測がつかない状況でございましたので、半年間の雇用延長とさせていただきます。

現在、ワクチン接種が進んでいる状況でございますが、新種株の発生などにより収束のめどはいまだ立っておりません。よって、今後も引き続き業務を継続しようとするものでございます。

○3番(美馬恭子君) 「コロナ、コロナ」、「コロナウイルス」と言われ出してもう1年半以上、2年近くたとうとしていますが、今後、このような方たちの雇用、令和4年度はどのように考えていらっしゃいますか。

○職員課長(河野伸久君) お答えをいたします。

さきに答弁いたしましたとおり、新型コロナウイルス感染症の収束のめどがたっていない状況でございます。今後につきましては、状況を見極めながら、市民の皆様の安心・安全の確保に必要な措置を引き続き継続をしてみたいと考えております。

○3番(美馬恭子君) 今、本当に必要な方たちを雇用されていて、また、その人たちが十分私たちの思いに到達していただいていると思いますので、来年度からの分に関しましては、また前向きな形で検討していただければと考えております。ありがとうございます。

引き続きまして、新型コロナウイルス感染拡大防止に要する経費の追加額というところでお伺いしたいと思います。

5番議員、13番議員の方々が、それぞれ私の思っていたことも多数質問してくださいましたので、私は少しそれ以外のことをお聞きしたいかなというふうに思います。

検査を本当に別府市民は身近なところで受けられる環境を整えていただいて、大変皆さん感謝していると思います。感染者の早期発見で感染拡大防止にも大きく力を発揮して、市民に安心して日常生活を送っていただくということも、本当に大きな成果だというふうに思っています。

そして、今回、12月までに延長ということになりましたけれども、それも私も大変、随分よかったなというふうには考えていますが、その後の延長を考えられるのかどうかお聞きしたいと思います。

○いきいき健幸部長(内田 剛君) お答えいたします。

当初、別府市PCR検査センターは、8月末までの開設をしておりましたが、現在、県内及び市内の感染者数も増加し、感染拡大傾向が見られる中で感染者の早期発見、感染拡大の抑止のために、無症状で感染に不安を感じる方への検査体制の期間延長を行い、市民の安心・安全を確保することが重要であると考えております。

延長する期間は、協議段階では11月末までに希望する市民の……、延長する期間につきましては、この延長について協議する段階では、希望する市民のワクチン接種が11月末までに終了するという予定でありましたので、人の移動が多くなる12月末までとしております。

それ以降の開設期間の延長につきましては、県内及び市内の感染状況の推移を踏まえながら、その時点でまた検討していきたいと考えております。

○3番(美馬恭子君) 本当に、私も3回ほどPCR検査と抗原検査を受けに行っ

ました。中で説明して下さる方も、それから検査をする場所もしっかりと説明していただいて、安心して受けることができましたし、私が検査に行ったときには、ちょうど2回目に行ったときがお盆の最後の日だったので、「今から帰ります」とか、「ちょっとお盆が遅れて帰ってきました」という方が受けていらっしやって、それほど列にはなりませんでしたが、人数も結構多く受けていたように思います。そして、APUの学生さんであるのだと思いますが、外人の方が二、三名でいらっしやっていて、日本語がたどたどしい中でもしっかりと説明されていて、不安なく受けられていた姿もとても印象に残っています。

こうして検査に関しては、ワクチン接種も進んでいますけれども、やはりどこまで行ってもコロナをきっちり抑えていく両輪の輪であるというふうには私は思っています。別府市が率先してPCRセンターを建てていただいて、本当に心から感謝していますし、また12月末までの延長もとてもいいことだというふうには思っています。

ただ、お話を聞いたところ、最初の予定よりもかなり検査数が少なかったと。検査件数は8月に入り増えてきたということですが、今後、12月まで延長するに当たって多くの人に利用してもらうためにはどのような周知、今までも周知・宣伝はされていると思いますが、今まで以上にどのように考えていらっしやるのか教えていただければと思います。

○健康推進課長（樋田英彦君） お答えします。

これまでも主なものとしまして、市内へのチラシの全戸配布、また旅館・ホテル、商工会議所等の主要団体や各大学、市内の駅、交通機関の待合所、サービスエリア等の主要交通機関並びにホームページ等を活用して看板の設置やポスター掲示、チラシの設置等を様々な形で別府市PCR検査センターの周知や宣伝を行ってきました。今後も周知・啓発というのは当然必要になりますので、その辺を十分に図りながら、これまで以上、また多くの市民の方々の利用促進につながるように取り組んでいきたいと考えております。

○3番（美馬恭子君） ぜひ、先ほど数値も聞かせていただきましたけれども、今からビジネスの方々、そしてまた県外から見える方も増えるかもしれません。そんな方々に短時間でできる抗原検査、そして市内にいる方々には少し動いた後にPCR検査も必要ですよというような形で、私たちもしっかり宣伝していきたいと思っておりますし、今それに関わっている方々が本当に健康でしっかりと従事していただくことを心から願っております。ありがとうございました。

引き続きまして、次の質問に入りたいと思います。シルバー人材センターに要する経費の追加額というところで、お聞きしたいと思います。

シルバー人材センターがこれまでに使用してきた施設は、建物の老朽化により解体することになったということは理解しておりますが、その場所での建て替えというのはどうだったのでしょか。

○産業政策課長（竹元 徹君） お答えいたします。

シルバー人材センターがこれまで使ってきました建物につきましては、経年劣化によります施設の老朽化に加えまして、大規模地震発生時には倒壊等の危険性がある耐震化未対応の建物でありましたので、平成29年3月策定の別府市公共施設再編計画につきまして、代替施設を確保し機能を移転することが決定しております。加えて、事務所移転後につきましては、建物は解体をし、跡地につきましては、市内部の協議では売却する方針で判断しているところでございます。

○3番（美馬恭子君） シルバー人材センター、私の知人も登録して頑張っておりますが、今、コロナ禍の中でなかなか出ることがないというようなことを残念がっております。草木を剪定していただくにしても、かなりきれいにさせていただけますし、本当にいいことだなというふうには思っていますが、今回、亀川のJAへ事務所移転することになりましたが、

会員、500名近くの会員がいらっしゃるというお話を聞いていますけれども、利便性はどうかのでしょうか。そこに行く際の負担も大きくなっているのではないかというような話も聞きます。このことについては、どのようにお考えでしょうか。

○産業政策課長（竹元 徹君） お答えいたします。

新事務所につきましては、向かいにJRの亀川駅がございまして、バスを含めました公共交通機関の拠点として利用しやすくなっておりますし、また、新事務所の敷地内の駐車場以外にも、別に近くの場所に駐車場を確保いたしておりますので、以前の場所と比較しても利便性は高まっている部分もあるのではないかと考えております。

また、これまで事務所で会員の皆さんと直接受渡しを行ってございました作業内容等の事前連絡と作業終了後の日報報告につきましては、現在、携帯電話に直接作業内容等の連絡を行えるシステム化を検討しておりますし、加えて作業後の日報報告につきましては、前事務所跡地に専用のポストを設置して、そちらで報告手続きができるように負担軽減にも努めているところでございます。

○3番（美馬恭子君） 今回の移転に伴って少し業務のことも考えてくださっているということですので、それに関しては今からしっかりと様子を見ていきたいですし、これからもシルバー人材センターに登録している方々が本当に生き生きと働けることを願っております。

それでは、最後の質問に入りたいと思います。先ほど13番議員の方も質問されてきましたので、重なる部分に関しては控えますけれども、少し2点ほどお伺いしたいと思います。

北浜温泉利用への対応ということで、先ほど残りの回数券の数が大体4,400回分ではないかというふうなこともお聞きしましたが、回数券の返金事務に関しては、どのように行うようになさっているのでしょうか。

○温泉課参事（後藤 隆君） お答えいたします。

北浜温泉入浴回数券の返金については、購入いただいている利用者の皆様に不利益が生じないように基本的には対応してまいりたいと考えておるところでございます。現在、実施時期や事務手続の詳細について、返金を受けられる購入者の利便性等も考慮して検討してまいります。

北浜温泉は、令和4年3月31日まで通常どおりの営業を継続いたしますので、利用者の皆様に御不便が生じないように、指定管理者と協議して適切に対応してまいりたいと思っております。詳細が決まりましたら、施設での御案内やホームページ、市報等を通じてお知らせをする予定となっております。

○3番（美馬恭子君） 随分長らく赤字決算ということで厳しい状態の中来ていますけれども、利用されていた方々はそれなりに利便性を感じて利用されていたと思いますし、回数券を買われている方々に、いろいろありましたでしょうけれども、引き続き継続して使いたいということで回数券を利用されているのだと思います。

3月31日までは通常どおり営業ということですが、これがなかなか広報が、皆さんに周知徹底するというのはなかなか厳しい、難しいことだと思いますので、ぜひそこら辺をしっかりと広報していただいて、不利益が起きないようにしていただきたいというふうな思っております。

北浜温泉テルマスで行っている屋外健康浴ですね、これを利用して、私も随分話を聞きました。ここで動くことによって足腰が随分楽になった、本当に毎日行って、毎日の生活の中の一部になっているというような話もお聞きしています。

施設を廃止することによって、今後健康のために施設を利用されていた方、この方々がやはり心配であるという声を発せられていますが、それはどのように対応されていくので

しょうか。

○温泉課参事（後藤 隆君） お答えいたします。

北浜温泉テルマスでは、屋外健康浴を利用した健康増進の取組を行っております。市が実施する教室への参加者や健康維持や健康増進を目的に継続的に施設を御利用くださっている方もいらっしゃいます。施設廃止に伴い御利用者の皆様方には大変御不便をおかけするところではございますが、北浜温泉をこれ以上継続させることは困難との判断で、今回施設廃止の条例案を提案させていただいている、そういう次第でございます。

北浜温泉の廃止後の対応についてでございますが、代替施設の模索及び代替事業の構築など、健康教室を所管する健康推進課と協議を現在行っておりますので、方針が決まりましたら、利用者の方にお知らせをさせていただきたいと、このように考えているところでございます。

○3番（美馬恭子君） 利用されていた方々が少なかった、一部の方々であったということも事実でしょうが、それでもやはりその方たちがそこに行ってプラスの健康を取っていたということは消せない事実ですし、それは事実だと思いますし、3月31日で閉まることが本当に残念だという声もやはり聞きます。

先ほども言いましたが、ぜひこういう方々が今後も自分たちなりに健康増進していけるような方策を考えていただきたいなというふうに思っています。

これで、私の質問を終わらせていただきます。

○23番（泉 武弘君） 今回は、議案の質疑の中で3項目実は通告をさせていただいています。

1つには北浜温泉テルマスの廃止問題、2点目にPCR検査問題、3点目に備蓄倉庫の問題を通告しておりますけれども、先ほど来、備蓄倉庫については、議員の質疑の中で十分理解することができましたので、これは割愛させていただくことを最初にお伝えしておきます。

市長、ぜひとも聞いていただきたいのですが、遠く遡ること平成8年、中村市長時代にこのテルマスというのは、総事業費7億で実は建設をされました。それで、このテルマスの総事業費の中に一般会計、税金から持ち出したのが1億1,500万です。あとの大部分をいわゆる地方債発行し、借入金をして、その借入金の元利償還金が7億を超えているということなのです。

それで、当時、頂いた資料によりますと、平成24年時点でこの施設の管理に要する経費が3,000万、使用料収入が1,700万、1人当たりの入浴に関する経費が830円。いわゆる入浴料に対して管理費が330円かかる、余分にかかる。入れば入るほど赤字になるという実は施設だったのですね。

それで、市長に私が聞いてほしいと申し上げたのは、実はこの8年から9年時点で伝統的産業会館、それからコミュニティーセンターですね。それで、まだ私の記憶に残っていますのは、夜空にレーザーを上げて、これは4億円かかりました。これはもう不評をかこつて、すぐ事業を廃止して、器具を取り払いました。その当時に建設された施設が、今もって赤字経営、維持管理、経年劣化で大変な問題になっているわけですね。ことさらさように、箱物を造るということはいかに大変なことなのか、これが1点です。

それから2点目に、行政が経営に乗り出すということの危険性が、本当にこの事実からも証明されたと思うのですね。昭和47年に公設卸売市場が47億円で建設されました。当時の取扱い額の半分しか今はもうないのですよ。私は、当時、仮処分で差止め訴訟をやった一人なのです。当時は、「何でも反対する」というふうにやゆされましたけれども、私が指摘したことが正しかったというのは、現在の取扱いの販売額でもう歴然たる事実なのです。

そこで、このテルマスについて、北浜温泉テルマスについて一言だけ最初に厳しい指摘をしておきます。いわゆる回数券等を購入した方に今からお返ししますよ、こういう説明がありました。それは行政の責任だということなのですね。返せば済むというものではないのです。回数券を買ったということは、この事業が継続できるという前提で売っているわけでしょう。このことは肝に銘じておいてほしいと思うのです。

それから、利用者の皆さんが、今後、では代替施設をどうするのかという問題に現在直面しているわけです。来年、条例で廃止が決まれば3月末でこの施設は廃止になるわけですから、行き先がない。

それと、この温泉施設の特徴は、医者から勧められて健康増進、健康維持、体力回復のための屋外露天風呂を使っている方がたくさんいらっしゃるという現実なのですね。そこらを見据えないで業務というのは、私は難しいと思っていますので、若干の問題点についてお聞きします。

現在、指定管理料が3,090万円たしかかかっているというふうに認識をしています。そこで、年間、令和2年度の数値でいきますと、利用者が4万1,000名程度いますが、このテルマスの……、誤解のないように申し上げておきます。今回の条例による公の管理、これを廃止することについて、私は何ら異存はありません。もう常々私は申し上げていますから、それには私は賛成するつもりです。その理由は、行政がこれ以上経営をしても経営し切れないということなのです。これはもう数字がそういうふうになっていますから、私がこれに反対する意思は全くありません。これだけは申し上げておきます。

ただ問題は、4万1,000名年間利用している人たちの対応をどうするかというのが一番大きな問題ですが、そこでお尋ねします。一番多いとき7万名を超えた利用者があったというふうに説明がありましたね。現時点では4万1,000名です。この北浜温泉テルマスの損益分岐点を表す利用者数というのは、どのくらい見込んだらいいのでしょうか。もし分析していれば、概算で結構ですから、説明してください。

○温泉課長（中村賢一郎君） お答えします。

コロナ禍になる前の令和元年度の実績を例に、赤字額が約3,000万となっておりますので、これを料金改定前の入浴料520円で割り戻しますと、約5万7,000人の利用者に相当しますので、令和元年度の入浴者数4万1,000人と合わせまして、年間約10万人の利用が必要という換算になります。

○23番（泉 武弘君） これは、到達することは極めて不可能だなというふうにかがいがい知ることができるのですね。ただ、後ほど触れますが、民間の方にこの施設を見ていただきましたら、「これは赤字になるべくして赤字になっている。いわゆる経営努力が全く足りない」、こういう指摘がありました。それはどういうことかといいますと、まず従業員サービスが非常に悪い。そして熱効率ですね、エアコン等の経年劣化が激しくて非常に効率が悪い、こういう問題が指摘をされています。それから給湯管、こういうものの劣化が激しい。だから、現状のままこれを経営改善するというのはもう至難の業だというのは、今、課長が答弁したことからも分かるのですが、課長ね、では、利用者の皆さんは恐らく今回のこの条例廃止についてたくさんの方が関心を持っておられると思うのですね。テルマスの赤字幅と年間赤字、ほかの施設でベストスリーと言われる赤字幅ですね。テルマスが1番ですね。その次とその次の年間赤字幅は、どのくらいですか。それが1点目。

さらに、この15ある市営温泉の中で黒字の施設というのは何施設あるのですか。答弁してください。

○温泉課長（中村賢一郎君） お答えします。

赤字幅の大きい市営温泉施設ですが、2番目に位置づけられるのが湯都ピア浜脇になります。3番目が柴石温泉ということになります。

黒字の施設についてですが、コロナ禍前のお話になりますが、別府海浜砂湯、そして、あと竹瓦温泉、現在は指定管理としては竹瓦温泉グループとなっておりますが、段階の施設で見た場合は竹瓦温泉も黒字ということになります。

- 23番（泉 武弘君） 市長ね、今お聞きのとおりなのですね。市営温泉を福祉と、福祉施設という捉え方もありますね。だけれども、これだけある市営温泉全体が赤字を生んでいる。そうしたら、それを直営でいわゆる市が持ち続ける必要があるのかどうかということも、基本的にこの機会にやっぱり考える必要があるのではないだろうかということを感じるので。なぜならば、このテルマスの問題で以前こういう話をしたことを御記憶だと思いますが、テルマスを利用しない方、または移動手段がなくて利用できない方、身体障がい者等で利用不可能な方、こういう方々が納めた税金もこのテルマスの赤字費に充当されているということなのです。

それで、今回、テルマスだけが浮上しています。では、ほかの湯都ピア浜脇、柴石を含む市営温泉の大部分が赤字を出しているときに、テルマスだけが赤字だから廃止するということでは、説得力がないのではないかと思うのです。やっぱりこの機会にいわゆる市営温泉全体の見直しをすべきではないかというふうに思いますが、見解をお聞かせください。

- 観光・産業部長（松川幸路君） お答えいたします。

市営温泉ということですので、市営温泉の赤字の施設であり、また公共施設再編計画上を照らし合わせた施設に関して申し上げれば、短期間で実際赤字の施設を整理していけば、いわゆる順を追っていかざるを得ないのが現状でございます。その1つ目の着手がテルマスであったというふうに認識しております。

- 23番（泉 武弘君） 利用者の中には、こういう意見があるのですよ。「利用している人の責任ではないのですよ。赤字を出しているのは市の責任ですよ。私たちは回数券まで買って利用しようとしているのに、その経営努力をしない人の責任はどうするのですか」という指摘も実はあるのです。これは謙虚に耳を傾けるべきだと私は思っています。このことについて抗弁する必要も何もありませんし、その指摘に対して審議をする議員としてもやっぱり責任を感じているわけですね。

そこで、では、もう1つの視点からいくと、温泉施設だけが赤字だから廃止ということになるのだろうか。さっき言ったコミュニティーセンター、芝居小屋ですね、これはどうなのだろうか。実相寺のパークゴルフ場はどうなのだろうか。いわゆる公の施設で事業収支が整っていない施設は、枚挙にいとまがないぐらい多いのです。文化施設なり、教育施設なり、体育施設なり、いろいろあります。そこらも、やっぱりこの機会に施設運営の基本方針として私は精査すべき時期に来ているなという気がします。

なぜか。それは人口減少に伴って納税者が大幅に減少するからです。今の公共施設を、それをそのまま持ち続けるということは不可能なのです。このことをよく理解していただいて、やっぱり見直すべきは果敢に見直さなければいけない、このことだけを指摘しておきます。

そこで、今の利用者の関心は、この施設を廃止した後、いわゆる4月1日から利用者はどうすればいいのかということが最大関心事ですね。この前、新聞に「テルマス廃止」という新聞記事が出てから、大分の業者が既に、部長、市のほうに自分のところがこの施設を経営したいという提案書を出していますね。これによりますと、いわゆる賃料で別府市から施設を借りて自分のところが運営したい、こういうことなのですね。そうなりますと、今まで指定管理料3,090万円を出していたものが、賃料で借りますよということは、出を抑制して入を図っているわけです。こういう提案が現実に出ているのです。それが実現可能かどうかというのは、精査していないから私は分かりません。ただ、そういうふう

な提案が出ているということは無視できない事実なのですね。

そこで、先ほど部長でしたかね、答弁がありました。今後の廃止後の施設運営について、運営の要綱を定めて民間から経営の公募をするというお考えはあるのかないのか。ここだけ明確に答弁してください。

○観光・産業部長（松川幸路君） お答えいたします。

まず、サウンディング調査などによりまして、つまり民間事業者の経営ノウハウを生かした様々な提案を求めつつ、今後の利活用の方向性を定めていきたいというふうに考えております。

○23番（泉 武弘君） 「間髪を入れず」という言葉がありますが、来年4月にはもう使えません。ならば、やはり早めに内部協議を済ませて皆さん方から公募を募るというのが、私はいい選択ではないかなと思うのが一つの理由です。

現在ありますテルマスは、鉄筋コンクリート一部木造ですね。解体費だけでも数千万円、これは間違いなくかかります。特殊建築物ですね。そうなりますと、廃止しました、さあ、解体ということになりますと、収入がないままに解体になるわけです。もし民間で既存のまま施設利用をして賃料を入れてくれる。だったら、それも一つの選択肢ではないかというふうに思います。ぜひともそういう方向で市のほうも検討を進めていただきたい、このことだけ特に要望しておきます。

それと同時に市長ね、4月から行き場所がないというのが最悪なのですね。今、屋外で脊椎とか、そういうところを損傷している人たちは、どうもあの施設でなければ困るような状況のようです。だから、そういう方々に特段の配慮を持って、この施設が公を廃止した後、民営という形でやっぱり存続していただければな。それはもちろん条件によりますけれども、そういうことも検討していただきたい。

それから、先ほど申し上げましたように、公の施設全体をもう果敢に市民に情報を開示して、どうするのか。もう一つ一つを議論しなければ、今から先2025年だったかな、までに1万7,000人口が減るわけでしょう。ということは納税者が、納税客体になっている人が減るわけですから、これはもう急がなければいけない。このことだけ申し上げておきます。

さて、ワクチン問題について質問します。

PCR検査を12月まで延長しようということが発表されました。私もいいな、大変前向きでいいなと思いました。このPCR検査、9月までの試算をしますと、1人当たりにかかった費用が1万2,000円程度だというふうに理解していますが、間違いありませんか。

○健康推進課長（樋田英彦君） お答えします。

6月の臨時議会で議決をいただきました予算額が、2億5,830万円でございます。8月31日現在の検査数が、今累計で1万3,826件となっておりますので、現時点での計数で割り戻した1件当たりの経費としては、現在のところ1万8,682円というふうになっております。

○23番（泉 武弘君） 1人当たりにかかった費用が、約1万8,000円ということですね。しかし、それで陽性判定が……、あ、ごめんなさい、陽性・陰性の判定が出て、早期治療・加療ができるのであれば、これは費用対効果から見れば大変大きい効果というふうな見方ができます。

そこで、このPCR・抗原検査で陽性となった方は何名いるのか、これが1点目ですね、陽性となった方がどのくらいいるか。陽性となった方の追跡調査はどのようにされているのか、答弁してください。

○健康推進課長（樋田英彦君） お答えします。

PCR検査ですね、これは抗原検査を行った後も、その場で抗原検査で陽性が出ればP

PCR検査に回しますので、現在のところ94件、これが陽性者として判明しております。

その後につきましては、センターのほうから本人のほうに聞き取り、状況等を聞き取る中で発生届を保健所のほうに出し、東部保健所のほうから入院調整、自宅療養、ホテル療養ということで調整をしていきます。

○23番（泉 武弘君） 自宅療養者は何名ですか。

○健康推進課長（樋田英彦君） こちらのほうから、センターのほうから出た陽性者の中で自宅療養になった方という件数については、我々のほうで把握はしておりません。

○23番（泉 武弘君） 市長、これは今朝の読売新聞のトップ記事で出ていたのです。なるほどなど。私も全く理解していなかったのですが、PCR等で陽性になった方の情報が……、ごめんなさい、PCR検査で自宅療養になった方の情報が、34都府県が市町村に伝えていないということが、この中の記事なのです。ということは、別府市で陽性となった方の追跡調査を今、私の聞き間違いでなければ、課長は、追跡調査はしていない。この中で、自宅で療養している人たちの安否確認等はどうするのですか。

PCR検査・抗原検査をしたからいいのではなくて、そこで発生した、いわゆる陽性となって自宅療養している人たちをどう支援するのか。先ほど、13番議員が、個人情報保護法の問題を言いました。ここにもそう書いています。コロナ自宅療養者、個人情報保護が壁になって、いわゆる支援が届かない。これについて市はどうするつもりですか。

○いきいき健幸部長（内田 剛君） お答えいたします。

ただいま議員のほうから質問がありました、陽性となった場合の経過観察、自宅療養につきましては、これはもう県の管轄ということで、東部保健所が所管をしております。そういうことで私どもに情報が入っていないことであるのですけれども、今後、感染が拡大してきたときに保健所だけで対応ができるかということも出てくると思いますので、このあたりについては保健所と連携して、市のほうで対応できる分については対応していきたいと考えております。

○23番（泉 武弘君） 一番懸念されるのは、独り暮らしの方が陽性判定を受けて自宅療養に入る。この人たちに支援が行き届かないということは、大変危険なことだと私は思っています。

今朝のこの朝刊の中で1面でこの記事が出て、次にさらに具体的に「市町村、療養支援できる」という見出しで出ています。これ、部長ね、ぜひとも一回読んでいただいて、こういう問題点があるのだ、せっかくPCR検査をやり、抗原検査をやって陽性判定を受けた人がこういう立場に置かれている事実もあるのだ。この対策をぜひとも取っていただきたいという気がするのですが、いかがですか。

○いきいき健幸部長（内田 剛君） お答えいたします。

先ほどもお答えしましたように、東部保健所も県の管轄となっておりますが、当然、感染が進むと県のほうも対応が厳しくなってくると思います。そのときに、私どもは、要請があればどこができるか。例えば経過観察であれば、保健師のほうから電話をして経過観察のお手伝いをするとか、自宅療養であれば、職員のほうで例えば食料を配達するとか、いろんなことがあると思いますので、そういうところにつきましては、県の要請があれば考えていきたいと思っております。

○23番（泉 武弘君） 何か釈然としない説明ですね。保健所と連携し、県と連携して、例えば陽性の認定、陽性の判定を受けたその方がどういう生活環境にあるのかという情報交換等を積極的に私はすべきではないかという気がしてなりません。

そこで、お尋ねしますが、PCR検査の問題点というのはどういうところですか。PCR検査で陽性判定が出たからコロナウイルス感染者というふうに判定するのはいささか問題があるというふうに、いろいろな論文とかいろいろな学説とか、こういうのを見るとなっ

ていますが、市は、PCR検査で陽性判定が出た場合には、全員コロナウイルス感染者というふうに理解をしていますか。どうですか。

○いきいき健幸部長（内田 剛君） PCR検査センターでは、これは保健所と協議をして決めておりますけれども、確定検査をするというふうになっております。PCR検査センターで陽性を確定するというので確定したら保健所に連絡している、そういう状況にあります。

○23番（泉 武弘君） それで、PCR検査で偽陽性、間違っ、疑わしいけれども陽性判定した。偽陰性、疑いがあるけれども陰性だというふうに判定された件数はどのくらいですか。

○いきいき健幸部長（内田 剛君） 現在のところ、1件偽陽性が発生しております。

○23番（泉 武弘君） 今、部長が答弁したように、このPCR検査が絶対的なものではないということなのです。PCR検査の問題点というのは、死んだウイルスにも反応するという問題点が指摘をされています。

それから、今問題になっているRSウイルスですね、感冒、鼻水が出る。こういう症状にも反応するということが言われているのです。ここの情報、これは今後どういう形で市民に伝えていきますか。答弁してください。

○健康推進課長（樋田英彦君） お答えします。

今後、今からの季節、秋・冬を迎えて新型コロナウイルス以外にも感染症の流行期に入ってきます。また、同じような症状になる感染症がございます。まず、コロナウイルスと同様に3密を避けたりマスクの着用や手洗い、手指消毒、換気など、この感染予防対策は、ほかの感染症の予防にもつながりますので、季節に応じた感染予防に対する周知に努めていきたいと考えております。

○23番（泉 武弘君） 別府市は、これまでコロナワクチンの接種後の重篤者、副反応、死者の数等は把握していますか。

○健康推進課長（樋田英彦君） お答えします。

死亡者数等につきましては、大分県にて集約をしておりますので、市町村で把握はできておりません。

○23番（泉 武弘君） 市町村でできていないのではなくて、別府市ができていないのですよね。

ここに、大分市議会の会議録があります、6月議会ですよ。この中でこういうふうな質疑があります。「重症者につきましては、これまで11名おり、年代別の人数及び年代別人口に対する割合は、60代が3名で0.05%、70代が7名で0.012%、80代以上が1名で0.003%となっており、死亡者は、これまで28名おり、年代別の人数及び年代別人口に対する割合は、50代が1名で0.02%、60代が4名で0.06%、70代が9名で0.015%、80代以上が14名で0.036%となっています」、こういうふうに大分市は重篤者、死者の数を議会で発表していますよ。

やはりコロナというものは、本当に僕は怖いと思っています。本当に怖いと思っています。コロナワクチンの有効性を見るときに、集団免疫、特に高齢者が現在もう90%以上が2回接種を終えていますけれども、この高齢者の感染率を見ますと、極めて低いということは、コロナワクチンの効果だと思っています。しかしながら、このPCR検査・抗原検査等の延長に伴って、いわゆる市民にどういう情報を開示するのか、これも併せてやらなければいけないと思っているのです。

子宮頸がんワクチンについて、最近、徳田弁護士が、この子宮頸がんワクチンの後遺症、また危険性、有効性について情報提供してほしいという要望書を提供したということが新聞にも出ていました。

私は、このコロナワクチンの有効性を否定するものではありません。決して私はそれを批判しているわけではありません。私はどちらかというと慎重論者というふうに申し上げておきます。特に、ここにこういう統計があります。新型コロナワクチンについて国際医療福祉大学などは、7月、首都圏1都3県で20代から30歳代の男女にインターネットでアンケートをし、3,129人が回答した。結果は、「できるだけ早く接種したい」、「既に1回以上接種した」との回答が57.3%、「もう少し様子を見たい」というのが23.8%、「あまり接種したいと思わない」が8.4%、「接種したくない」が8.6%あった。消極的な回答の割合は男性より女性が高く、7割以上が「副反応が心配だから」という回答があったと、こういう調査が出ています。

やはりワクチンのメリット・デメリット、副反応、こういうものを併せて、やっぱり市民が選択できるような情報開示が、僕は極めて大事だと思うのです。

市長ね、陽性になった人に対する差別ね、これは僕の友人と申し上げてもいいのですが、陽性判定を受けたのですよ。スナックをしている方で、そして、そこの来店者の感染のおそれがあるからというので名前が実は出た、名前が出た。その日からすさまじいバッシングが始まったのです。「うちのマンションから出ていけ。もうマンションに帰ってくるな」、子どもまでバッシングがあった。そのことを私が聞いたときに、コロナ判定で陽性になって心も体もずたずたになっているのに、世間がなおそれにむちを当てる。これだけはやっぱり絶対あってはならないなという気がするのですよ。

市長ね、今回のPCR検査等の延長について担当課にお聞きしましたら、全戸にこの資料を配布するという事をお聞きしました。そういうコロナ感染者を差別するようなことが今後ないように、特段の注意を払っていただきたいと思うのですが、市長のお考えを聞かせてください。

○市長（長野恭紘君） お答えをさせていただきます。

コロナ患者、陽性となって患者となった皆さん方への差別、これは絶対に許してはならないということを、もう再三にわたっていろいろな場面で、いろいろなSNS等も通じて徹底的にこれは全庁体制で行っているところであります。これについてはこれからも徹底して、今、全戸配布をするのであれば、そういう中に関してもそういったことを、文言なり、また新たなチラシ等もつくって入れたり、今後も啓発活動をしていきたいというふうに思っております。これについては、もう本当に全庁体制というか、全市で行っていかなければいけないというふうに思っております。とりわけ学校などに関しても、これからそういったことが非常に懸念されますので、学校教育の中でも教育委員会と連携して、こういった差別を絶対させないというふうなことについても、十分配慮して徹底していきたいというふうに思っているところでございます。

それと、すみません、あと1点。さっきの、大分市がデータを持っているというのは、大分市は中核市なので、自分のところで保健所を持っているので、自分のところで集計をしてそういうデータが出ますけれども、大分市以外の別府市以下の13市に関しては、17市町村に関しては、なかなかそういうデータをいただけないというふうに現状はなっております。しかしながら、これ、議員の御指摘のようにいただかないとなかなか対策も立てられないなというところもありますので、これは今後も県とよく連携して、場合によっては保健所とも連携する可能性というか、必要性が出てくると思いますので、しっかりと協議をしていきたいというふうに思っているところでございます。

○23番（泉 武弘君） 今、市長が言われたその点ですよ。県が情報を取得するのではなくて、やっぱり情報を各市町村に下ろして、現状ではこういうことなのですよ、だからこういう対策が必要なのですよということを開示する責任が県にも私はあると思っています。これは市長会等を通じてぜひとも働きかけをしていただきたい。

それから、子どもたちに対する抗原キットの配布も紙面に出了ました。これはもうすばらしいと思いますよ。これはもう今、いたいけな子どもたちの感染者数が増加しています。これは、ぜひとも頑張つて進めていただきたいなと思います。

以上で質問を終わりますが、規律規則に縛られずに、別府市としてどういふ対策ができるのか。今が正念場です。ぜひとも頑張つていただきたい。こういうことを切望して終わります。ありがとうございました。

○議長(松川章三君) ほかに質疑もないようでありますので、以上で質疑を終結いたします。

上程中の全議案については、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会及び特別委員会に付託いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

明日4日から15日までの12日間は、休日及び委員会審査等のため本会議を休会とし、次の本会議は、16日定刻から開会いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時50分 散会